

「女性のための小さなビジネス支援事業運営業務委託」プロポーザル公募要領等に関する質問について

令和7年3月4日現在

No	質問項目	質問内容	回 答
1	●仕様書 4. 業務委託の内容（1）～（3） 〔講師〕 起業に関する初歩的な講座等の講師経験のある者 〔講師〕 起業に関する実践的な講座等の講師経験のある者 〔講師〕 起業に必要なデジタルスキルに関する実践的な講座等の講師経験のある者	●講師条件として上記のように記載があるが、候補者を選定していく際に、経験者は必須でなければならないのでしょうか？起業に関する知識または経験があるかたでも、経験がないと協議対象としてははズれるのでしょうか？	「起業に興味・関心のある女性」や「起業について学びたい女性、具体的に起業を考えている女性」等、これから本格的に起業について学びたい女性を対象とした講座を行っていただきます。さめ細やかで段階的・効果的な講座開催のため、起業に関する講座等の実施経験があることを講師の必須条件としており、講師未経験者を本事業（講座）の講師とすることは想定しておりません。